

## 温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意事項揭示証

- 温泉利用施設名称  
箱根 での湯
- 源泉名  
底倉温泉 ( 源泉名: \_\_\_\_\_ ) 台帳番号 温泉村 第106号
- 泉質  
ナトリウム-塩化物温泉 ( 旧泉質名: 純弱食塩泉 ) 低張性 中性 高温泉
- 泉温  
( 1 ) 源泉 67.6 °C ( 2 ) 使用位置 42.0 °C
- 温泉の成分  
知覚的試験 無色澄明、無味、無臭  
pH 7.2 蒸発残留物 994. mg/kg  
電気伝導率 165. mS/m 成分総計 1051. mg/kg

陽イオン	mg/kg	陰イオン	mg/kg
水素イオン ( H <sup>+</sup> )	-	水酸イオン ( OH <sup>-</sup> )	-
リチウムイオン ( Li <sup>+</sup> )	0.440	フッ素イオン ( F <sup>-</sup> )	0.21
ナトリウムイオン ( Na <sup>+</sup> )	277.	塩素イオン ( Cl <sup>-</sup> )	403.
カリウムイオン ( K <sup>+</sup> )	24.0	臭素イオン ( Br <sup>-</sup> )	-
アンモニウムイオン ( NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> )	-	ヨウ素イオン ( I <sup>-</sup> )	-
マグネシウムイオン ( Mg <sup>2+</sup> )	3.26	硫化水素イオン ( HS <sup>-</sup> )	-
カルシウムイオン ( Ca <sup>2+</sup> )	26.0	硫酸イオン ( SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	59.4
ストロンチウムイオン ( Sr <sup>2+</sup> )	0.143	炭酸水素イオン ( HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	118.
バリウムイオン ( Ba <sup>2+</sup> )	0.001	炭酸イオン ( CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )	-
全鉄イオン ( Fe <sup>2+</sup> +Fe <sup>3+</sup> )	<0.01	硝酸イオン ( NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	0.07
アルミニウムイオン ( Al <sup>3+</sup> )	0.003	リン酸水素イオン ( HPO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	-
マンガンイオン ( Mn <sup>2+</sup> )	0.06		
陽イオン計	330.9	陰イオン計	580.6

遊離成分	mg/kg	微量成分	mg/kg
メタケイ酸 ( H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	131.	銅イオン ( Cu <sup>2+</sup> )	<0.001
メタホウ酸 ( HBO <sub>2</sub> )	7.82	鉛イオン ( Pb <sup>2+</sup> )	<0.001
遊離二酸化炭素 ( CO <sub>2</sub> )	17.4	総水銀 ( Hg )	<0.0005
遊離硫化水素 ( H <sub>2</sub> S )	-	総ヒ素 ( As )	0.744
		亜鉛イオン ( Zn <sup>2+</sup> )	0.001
遊離成分計	156.2	微量成分計	0.745

- 禁忌症及び適応症  
温泉の医治効用は、その温度、その他の物理的因子、化学的因子、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化、その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、当温泉の禁忌症、適応症はおおむね次のとおりです。  
( 1 ) 一般的禁忌症  
急性疾患 (特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中 (特に初期と末期)  
( 2 ) 泉質別禁忌症  
( 3 ) 一般的適応症  
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進  
( 4 ) 泉質別適応症  
きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

- 入浴の方法及び注意  
温泉には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効果があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。したがって浴用上の注意事項はおおむね次によることとする。  
( 1 ) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日あたり1回程度とすること。その後は1日あたり2回ないし3回までとすること。  
( 2 ) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。  
( 3 ) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり (湯さわり又は浴湯反応) が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。  
( 4 ) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。  
ア. 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるに従い延長してもよい。  
イ. 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。  
ウ. 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない (湯ただれを起こしやす人は逆に入浴後真水で身体を洗うか、温泉成分をふき取るのがよい)。  
エ. 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。  
オ. 次の疾患については、原則として高温浴 (42°C以上) を禁忌とする。  
高度の動脈硬化症 高血圧 心臓病  
カ. 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。  
キ. 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。  
ク. 飲酒しての入浴は特に注意する。

- 禁忌症、適応症の決定年月日  
平成 21 年 9 月 3 日

- 決定者

- 温泉の成分の分析年月日
- 登録分析機関の名称及び登録番号

平成21年8月24日  
財団法人北里環境科学センター  
神奈川県知事登録第2号



神奈川県小田原保健福祉事務所長

